様式 85

妥結率等に係る報告書

報告年月日：　　年　　月　　日

近畿厚生局長　様

薬局コード ＿＿＿＿＿＿＿＿
保険薬局名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
開設者 ＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

１．妥結率

当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額（①）	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（②）	円
妥結率 （②／①）％	％

２．単品単価契約率

卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（②の再掲）	円
単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（③）	円
単品単価契約率 （③／②）％	％

（裏面に続く）

３．一律値引き契約の状況

（１）一律値引き契約の該当の有無

□ 有	□ 無

（２）（１）で有とした場合、当該契約における値引き率を取引卸売販売業者ごとに報告すること。

取引卸売販売業者名	値引き率（税込み）
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%

［記載上の注意］

１　医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。

２　薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。

３　規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

４　単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。

５　一律値引き契約とは、卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。この場合、一定割合以上としては、５割以上とし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。

６　値引き率とは、薬価と取引価格（税込み）との差を薬価で除し、これに 100 を乗じて得た率をいう。記載にあたっては小数点以下第２位を切り捨てて計算すること。

７　１．から３．までの報告については、報告年度の当年４月１日から９月 30 日の実績を報告年度の 10 月１日から 11 月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定されることに留意すること。

８　同一グループ内の保険薬局の処方箋受付回数の合計が１月に３万５千回を超えると判断されるグループに属する保険薬局については、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。